



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

一方の親が国境を越えて子を連れ去る事案に対処するための国際ルール（ハーグ条約）に関する最高裁判例と4月1日施行の改正廃棄物処理法の概要をご紹介します。

<最高裁判所、ハーグ条約遵守の立場明確に！>

◇ハーグ条約に違反する子供の返還拒否について、最高裁が初めて判断を下しました。（平成30年3月15日）

1 事案の概要

X一家（いずれも日本国籍）は、米国で暮らしていましたが、Y（Xの妻）が、Xに無断で長男Aを連れて日本に帰国したため、Xがいわゆるハーグ条約の実施に関する法律に基づき、東京家庭裁判所にAの返還を求めたところ、これが認められました。しかし、YとAが強制執行に激しく抵抗し、手続が失敗に終わったため、Xが人身保護法に基づきAの身柄釈放を求めたのが本件です。

2 ハーグ条約とは

一方の親が、他方の親の同意を得ずに16歳未満の子を国外に連れ出した場合における、子の引渡しや面会交流に関するルールを定めた条約です。

3 裁判所の判断

最高裁は、次のように述べて、Aの、Yとともに日本で生活するという意思決定は、自由意思に基づくものとは認められないと判断しました。

「当該子による意思決定がその自由意思に基づくものといえるか否かを判断するに当たっては、基本的に、当該子が上記の意思決定の重大性や困難性に鑑みて必要とされる多面的、客観的な情報を十分に取得している状況にあるか否か、連れ去りをした親が当該子に対して不当な心理的影響を及ぼしていないかなどといった点を慎重に検討すべきである。」

本件では、Aが帰国以来Yに大きく依存して生活せざるを得ない状況にあることや、Yが、裁判所の決定にもかかわらず、Aを返還しないことを明言し、強制執行手続にも激しく抵抗していること等からして、Aは意思決定をするために必要な情報を得ることが出来ず、また、YはAの意思決定に対して不当な心理的影響を及ぼしていると認定しました。

そして、子を返還すべき裁判所の決定が確定しているにもかかわらず、子を拘束している場合には、その子の監護を解くことが著しく不当と認められるような特段の事情がない限り違法であるから、Xの請求は認容されるべきとして、本件を原審に差し戻しました。

4 解説

従来から、子を連れ去った側の親が裁判所の返還命令に従わないため、紛争が長期化するケースが相次いでいました。今回の最高裁判決により、調停や裁判外での話し合い等による解決が促進され、紛争の長期化という問題が解決されることが期待されています。

<改正廃棄物処理法が施行されました！>

◆改正廃棄物処理法施行（平成30年4月1日）

1 許可を取り消された産廃業者への規制

行政は、許可を取り消された廃棄物処理業者に対しても必要な措置を命ずることができるようになりました。

改正前は、許可を取り消した業者に対して命令を出すことができないという不備があったことによる法改正です。

2 有害使用済機器の適正保管義務付け

有害な特性を有する使用済み機器（家電類、携帯電話など）について、その保管または処分を行う業者は、行政への届出及び処理基準の遵守が義務付けられるようになりました。

廃棄物ではない有価品であっても保管または処理の態様によって環境汚染を引き起こすことから規制されることになりました。

3 親子会社による産業廃棄物の共同処理

一定の要件を満たす親子会社は、親子会社が全体として許可を受けなくとも（一部の許可があれば）企業一体として産業廃棄物の収集運搬または処分を行うことができるようになりました。

従前は法人単位で産廃業者の許可を受けなければならぬとされていたことの緩和措置です。

4 マニフェスト制度の強化（2020年4月施行）

特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者は、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、電子マニフェストの使用が義務付けられます。また、マニフェストの虚偽記載等に関する罰則が強化されました。

産業廃棄物の適正処理に関する監督強化です。

（友成、門屋）

法務トピックス

◆「コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドライン」を公表（3月26日）

金融庁は、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」が取り纏めたコーポレートガバナンス・コード改訂案を発表しました。改訂案は、①上場企業が他の上場企業の株式を保有する「政策保有株」の開示方法等について、②上場企業が設置している企業年金の責務の明確化について、③取締役の報酬設計について、④CEOの選任及び評価等について言及しており、今後東京証券取引所で最終検討に入ります。

◆カジノ法案を閣議決定（4月27日）

政府は4月27日の閣議で、カジノを中心とする統合型リゾート法（IR）実施法案を決定しました。全国で3箇所までカジノの設置を認めるほか、日本人客から入場料として1回6000円を徴収すること、カジノ税はカジノ収入の30%とすることが柱です。